

母子健康手帳に関する関係法規

母子保健法

○第15条関係

- ・妊娠した者は、速やかに市町村長に妊娠の届出をしなければならない。

○第16条関係

- ・市町村は、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しなければならない。
- ・**母子健康手帳の様式は、厚生労働省令で定める。**

母子保健法施行規則

○第7条関係

- ・母子健康手帳には、**様式第3号に定める面**のほか、**次の各号に掲げる事項を示した面**を設けるものとする。

- ①日常生活上の注意、健康診査の受診勧奨、栄養の摂取方法、歯科衛生等妊産婦の健康管理に当たり必要な情報
- ②育児上の注意、疾病予防、栄養の摂取方法等新生児の養育に当たり必要な情報
- ③育児上の注意、疾病予防、栄養の摂取方法、歯科衛生等乳幼児の養育に当たり必要な情報
- ④予防接種の種類、種類時期、接種に当たっての注意等予防接種に関する情報
- ⑤母子保健に関する制度の概要、児童憲章等母子保健の向上に関する情報
- ⑥母子健康手帳の再交付に関する手続等母子健康手帳を使用するに当たっての留意事項

・様式3号に定める面を設けるものとする。

これらの規定に基づき、全国統一様式である母子保健法施行規則様式第3号、いわゆる『**省令様式**』を規定(児童家庭局長通知で作成及び取扱い要領を通知)

・次の各号に掲げる事項を示した面を設けるものとする。

これらの規定に基づき、市町村の各々の判断で具体的な記載内容、いわゆる『**任意様式**』を作成(母子保健課長通知で作成例を通知)